

## 保険業法改正に伴うクーリングオフの対応について

保険業法において、保険契約者等によるクーリングオフ（契約申し込みの撤回）について、電磁的記録により行うことができる旨が追加されました（保険業法第309条第1項、第4項関係）。

これを踏まえ、キャピタル損害保険株式会社では、従来の郵便に加え、当社ホームページ掲載のお問合せフォームでご通知いただくことが可能となりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. クーリングオフ（契約申し込みの撤回）について

「契約者が個人」で、かつ「保険期間が1年を超える」場合には、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）をすることができます。

#### 2. クーリングオフのお申し出ができる期間

次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

- ①ご契約を申し込まれた日
- ②クーリングオフ説明書（重要事項等説明書）を受領された日

#### 3. クーリングオフのお手続き方法

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず、当社宛に郵便（8日以内の消印有効）または当社ホームページ掲載のお問合せフォーム（⇒[リンク](#)）でご通知（8日以内の発信日有効）ください。

（注1） ご契約を取り扱った代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受けることはできません。

（注2）すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

#### 4. お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料はすみやかにお客さまにお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをお申し出になる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

5. クーリングオフのお申し出ができない契約

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①営業または事業のためのご契約
- ②法人または社団・財団等が締結したご契約
- ③保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ④通信販売特約により申し込まれたご契約
- ⑤継続契約
- ⑥予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・代理店等の営業所等で申し込まれたご契約

【郵便宛先・ホームページお問合せフォーム先】

<郵便宛先>

〒102-0073 千代田区九段北 1-8-10 住友不動産九段ビル 11 階  
キャピタル損害保険株式会社 契約管理部門行

<ホームページお問合せフォーム>

<https://inquiry.mitsubishi-hc-capital.com/contact/publish/inquiry?g=06&c=038>

【ご通知いただく事項】

- ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名および電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項
  - ①保険種類
  - ②証券番号（申込書写の右上に記載されています。）
  - ③領収証番号（領収証の右上に記載されています。なおクレジットカード払い、口座振替の場合は記入不要です。）
  - ④ご契約を取扱った代理店名・仲立人名

【郵便の場合の記入例】

<input type="checkbox"/>	102-0073				
	契約管理部門	キャピタル損害保険	住友不動産九段ビル	千代田区九段北1の8の11階	
		(株)			
	行				

キャピタル損害保険(株) 御中
下記の保険契約のクーリングオフを申し出ます。
契約者住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○
契約申込日 ○○○○年○月○日
保険種類 ○○○○保険
証券番号 ○○○○○○○○
領収証番号 ○○○-○○○
取扱代理店・仲立人名 ○○○○

以上